

最近追加した規制改革事項 (省令等)

1	自然由来特例区域における認定調査の特例 【平成 27 年 12 月 25 日】
2	特定実験試験局制度に関する特例 【平成 28 年 1 月 20 日】

平成 28 年 2 月 4 日
内閣府地方創生推進室

自然由来特例区域における認定調査の特例

【内閣府と環境省との共同省令により措置(平成27年12月25日)】

- 国家戦略特別区域内の自然由来特例区域における認定調査については、自然由来特例区域の指定に係る特定有害物質の種類以外の種類であって、認定調査時地歴調査により土壤溶出量基準及び土壤含有量基準のいずれにも、適合しないおそれがないと認められるものについて、認定調査の調査対象物質から除くことができるものとする。

現状

- 平成22年の土壤汚染対策法等の改正により、国土に広く分布する自然由来の土壤汚染が指定基準を超える場合にも、人為由来の汚染と区別なく取り扱われる。

自然由来の土壤汚染の取扱いに対する新たな仕組みの構築

(『日本再興戦略改訂』2015(抄)(平成27年6月30日閣議決定))

- ・再開発事業等におけるコスト削減を通じた都市の再生と国際競争力の重要性も考慮し、自然由来の汚染土壤の規制の在り方について、事業者等の意見を踏まえつつ、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から検討し、全国的な措置の実施に先駆けて、短期間で可能なものについては、早期に国家戦略特区において試行的に開始することとし、その結果を全国的措置に反映させる。

見直し後

- 特区内の自然由来特例区域から区域外へ健全土壤として搬出するために行う認定調査は、25種類の全ての特定有害物質ではなく、自然由来汚染が認められた物質のみを対象とする。

効果

- 再開発事業等のコスト削減につながる
- 建設工事の迅速化につながる

特定実験試験局制度に関する特例

【総務省総合通信基盤局電波部電波政策課長通達により措置(平成28年1月20日)】

- 電波を使用した実験に係る簡易な免許手続きである「特定実験試験局制度」について、特区内では、区域会議の下で、更に円滑な調整を可能にし、免許の申請から発給についても原則、「即日」で行う。
- 製品開発に係る実証実験を推進し、近未来技術の速やかな実用化に繋げていく。

現状

- 免許申請前の実験で使用する周波数や使用可能な地域等の調整に関しても、各関係機関と段階的に調整を行う必要があり、内容に係る総務大臣の公示まで一定の時間を要する。
- 免許申請書類も申請後に確認を行うため、申請から発給まで1～2週間の時間を要する。

小型無人機の実証等に関する無線局免許の迅速化

(『日本再興戦略改訂』2015(抄)(平成27年6月30日閣議決定))

特区内における小型無人機の活用に関する実証実験や、ベンチャー企業等による製品開発等を推進するため、現在の特定実験試験局制度を見直し、混信等の問題を発生させないための調整をよりきめ細かく行うこと等により、免許が可能な範囲として告示する地域を、現在の地方支分部局の管轄区域ごとから市町村単位等ニーズに応じて柔軟に設定するとともに、迅速な手続の下、現在Wi-Fi等で広く活用されている周波数帯であっても、これを活用可能とする。

見直し後

- 実験に使用する周波数や地域等についても、区域会議の下で関係者間の調整を効率的に実施し、区域会議の確認後、内容に関して速やかに総務大臣の公示を行う。
- 調整段階から申請書類の「特別事前確認」を平行して実施することで、申請から原則「即日」で免許発給が可能となる。

効果

- 無人小型機などの近未来技術の実証実験の推進
- ベンチャー企業などの活発な製品開発の推進